

## 農業者の皆さんを応援します!

農業者の皆さんの生産活動を支援するため、さまざまな補助事業を行っています。 で自身の経営形態に合わせて、ぜひご活用ください。



	- 日分り作呂ル忠に	合わせて、せいご活用ください。	land of	
No.	事業名	補助内容など	補助金の額など	申問
1	おいしい十和田野 菜の健康な土づく り事業	健康な土づくりによる市産野菜の品質向上、生産力強化のための土壌診断料の一部を補助します。	診断料(税抜き)の2分の1以内	農林畜産課 <b>☎</b> 0176-51-6741
2	新規認定農業者支 援事業	新たに認定農業者※1となった農業者に対し、農業機械やパイプハウスなどの購入費の一部を補助します。	経費(税抜き)の2分 の1以内 上限50万円	
3	新規就農者農業機械等導入支援事業	認定新規就農者※2となった農業者に対し、農業機械やパイプハウスなどの購入費の一部を補助します。	経費(税抜き)の2分 の1以内 上限80万円	
4	新規就農者育成総 合対策事業	原則50歳未満の独立・自営就農者に対し、就農直後の経営 を確立するまでの期間の資金を補助します(最長3年間)。	年間最大150万円(家族 経営協定を締結した夫 婦は225万円)	
		原則50歳未満の独立・自営就農者に対し、就農後の経営発展に必要な機械・施設などの購入費用の一部を補助します。	経費(税抜き)の4分 の3以内 上限375万円	
5	農業経営収入保険 加入促進事業	農業経営収入保険に係る1年分の保険料および付加保険料の一部を補助します。	保険料などの 2 分の 1 以内 上限10万円	
6	スマート畜産機材購入支援事業	A I による牛の分娩検知システムや体温センサー、Webカメラなどの「スマート畜産機材」の購入費の一部を補助します。	経費(税抜き)の2分 の1以内 上限30万円	農林畜産課 <b>☎</b> 0176-51-6745
7	高齢者等肉用牛導 入事業	60歳以上の牛飼養経験のある高齢者に対し、1世帯当たり 1頭の繁殖雌牛を5年間(または3年間)無利子で貸し付けます。	貸し付け限度額60万円 (税込み)	
8	小規模森林整備事業	森林経営計画などに含まれない市内の森林の再造林のために要する苗木の購入費を補助します。	お問い合わせください	
9	有害鳥獣捕獲従事 者育成支援事業	鳥獣捕獲に必要な免許・許可を取得した50歳以下の人に対し、取得に要した費用や道具の購入費を補助します。	猟銃関係経費は上限15 万円、わな関係経費は 上限13,720円	
10	農業用ドローン購 入支援事業	農業用ドローンの購入費の一部を補助します。	本体購入価格(税抜き) の2分の1以内 上限85万円	農林畜産課 ☎0176-51-6736
11	農業用ドローンオ ペレーター育成支 援事業	農業用ドローンのオペレーター資格取得に要する経費の一 部を補助します。	資格取得に要する経費 (講習代、テキスト代 など)の2分の1以内 上限10万円	
12	スマート農業通信料支援事業	GPSガイダンスの補正情報利用料を補助します。	上限2.5万円	
13	農地・農業用施設 災害復旧事業	自然災害により農地や農業用施設が被災した場合、災害復 旧事業の対象となる場合があります。事業対象となるかは 現地確認などにより判断されます。	お問い合わせください	
13		旧事業の対象となる場合があります。事業対象となるかは	お問い合わせください	

<sup>※1</sup> 認定農業者とは、農業経営の改善に向けて、所得目標や年間従事時間などの計画を立てて、市から認定を受けた農業者です。

<sup>※ 2</sup> 認定新規就農者とは、新規で農業を始めるに当たり、所得目標や年間従事時間などの計画を立てて、市から認定を受けた 農業者です。